

青森市物品修繕請書標準約款

(総則)

第1条 市が提示した仕様書又は図面等に従い、この請書（約款を含む。）に基づき、この契約（この請書を内容とする物品の修繕契約をいう。以下同じ。）を誠実に履行することを約束します。

(権利の譲渡等の制限)

第2条 この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせません。また、このような場合が生じたときは、書面により事前に市の承認を得ます。

(納入通知及び検査)

第3条 この請書の物品（以下「修理物品」という。）を納入しようとするときは、あらかじめその旨を市に通知します。

- 2 前項の通知を受けた日から10日以内に市が指定する日時及び場所において行う修理物品の検査に立ち合います。
- 3 前項の検査に合格しなかったときは、速やかに納入しようとした修理物品を引き取り、市の指定する期日までに再修理の上、その修理物品を納入します。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用します。

(引渡し)

第4条 前条の検査に合格した場合は、市の指定する場所において、修理物品を市に引き渡します。

(所有権の移転等)

第5条 修理物品の所有権は、前条の引渡しがあったとき、市に移転するものとします。

- 2 前項に規定する所有権の移転の前に生じた損害は、市の故意又は重大な過失による場合を除き、すべてこれを負担します。

(契約不適合責任)

第6条 納入された修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、当該修理物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求に応じます。ただし、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることがあります。

- 2 前項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、それに従わなかったときは、その不適合の程度に応じて代金の減額の請求をされても異議はありません。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、市が催告することなく、直ちに代金の減額の請求をされても異議はありません。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 納入された修理物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 引き渡した修理物品に関し、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）に応じる期間は、第4条の規定による引渡しをした日から1年以内とします。
- 4 市が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第5項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を通知した場合において、当

該通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなします。

5 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しません。

(契約金額の支払い)

第7条 修理物品の所有権が市に移転した後、適法な請求書を市が受理した日から30日以内に契約金額の支払いを受けます。

(納入期限の延長)

第8条 天災その他やむを得ない事由により納入期限までにこの契約を履行することができないときは、遅滞なくその事由を記載した書面を市に提出し、納入期限延長の承認を得ます。

(遅延損害金)

第9条 自らの責めに帰する理由により納入期限までに修理物品を納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入した日数に応じ、その修理物品の金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「遅延利率」という。)を乗じて計算して得た金額を遅延損害金として市に納付します。この場合において、遅延損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てて納付します。

2 市の責めに帰する理由により、第7条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、遅延日数に応じ、未受領金額につき、遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として市に請求するものとします。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てて請求します。

(催告による契約の解除)

第10条 次の各号のいずれかに該当し、市が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、それに従わないときは、この契約を解除されても異議はありません。

- (1) 納入期限までに修理物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(催告によらない契約の解除)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議はありません。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせたとき。
- (2) この契約の修理物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) この契約の修理物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の修理物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

(8) 次のいずれかに該当するとき。

- イ 自ら、役員又は使用人が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 自ら、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 自ら、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかつたとき。

(違約金)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として市に支払います。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) この契約の履行を拒否し、又は自らの責めに帰する理由によりこの契約について履行不能となつたとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなします。
 - (1) 破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の額の計算については、第9条第1項の規定を準用します。

(損害賠償)

第13条 市が第10条又は第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として市に支払います。

(協議事項)

第14条 この請書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、当事者間で協議して定めるものとし、協議が整わない場合は、市の決定に従います。